基本方針Ⅱ:快適な生活環境と水環境の向上

(未普及解消、公共用水域の水質保全)

<ビジョン>

令和8年度の概成に向け、汚水処理施設の整備を加速化させるととも に、適正な水質管理及び接続率の向上により水環境の保全を図ります

<施策>

- II-1. 汚水処理施設の早期未普及解消
- II-2. 水環境への理解の促進

II-1. 汚水処理施設の早期未普及解消

<取組方針>

整備手法の見直しによる当面個別処理から集合処理への移行、共同浄化槽の導入等により未普及解消を進め、快適な生活環境や良質な水環境を確保します。

目煙		現状 R2 年度	短期 R8 年度
目標指標	汚水処理人口普及率(%)	98.4	99.1

表 18 令和8年度 汚水処理事業普及見込み一覧表

	10		作り出	12 / 1	小处理事	- // // // // // // // // 		見仅		
		全体 ————————————————————————————————————			下水道		下水道以外	の集合処理	浄化	匕槽
市町村名	R8末 行政人口 (人)	R8末 整備済 人口(人)	R8末 普及率	R8末 計画人口 (人)	R8末 整備済 人口(人)	未整備の うち浄化 槽整備人 口(人)	R8末 計画人口 (人)	R8末 整備済 人口(人)	R8末 計画人口 (人)	R8末 整備済 人口(人)
京都府計	2,445,995	2,423,159	99.1%	2,357,502	2,345,383	4,812	33,140	33,140	55,353	39,824
(京都市除く)	1,082,015	1,062,212	98.2%	998,402	989,283	4,372	33,140	33,140	50,473	35,417
京都市	1,363,980	1,360,947	99.8%	1,359,100	1,356,100	440	0	0	4,880	4,407
福知山市	73,022	72,165	98.8%	62,731	62,731	0	7,298	7,298	2,993	2,136
舞鶴市	72,772	72,566	99.7%	68,408	68,202	0	1,425	1,425	2,939	2,939
綾部市	29,760	26,254	88.2%	17,990	16,674	369	3,800	3,800	7,970	5,411
宇治市	179,180	177,560	99.1%	178,038	176,843	394	0	0	1,142	323
宮津市	15,301	14,438	94.4%	12,210	12,187	0	0	0	3,091	2,251
亀岡市	82,720	80,888	97.8%	69,899	69,657	193	6,269	6,269	6,552	4,769
城陽市	75,000	74,802	99.7%	74,882	74,630	115	0	0	118	57
向日市	55,098	55,098	100.0%	55,098	55,098	0	0	0	0	0
長岡京市	80,401	80,311	99.9%	80,368	80,306	2	0	0	33	3
八幡市	65,800	65,751	99.9%	65,788	65,751	0	0	0	12	0
京田辺市	74,130	73,833	99.6%	73,483	73,214	7	578	578	69	34
京丹後市	46,460	40,670	87.5%	31,164	29,899	0	4,381	4,381	10,915	6,390
南丹市	28,539	27,849	97.6%	21,787	21,591	71	4,147	4,147	2,605	2,040
木津川市	81,773	81,276	99.4%	80,647	77,295	2,929	0	0	1,126	1,052
大山崎町	15,888	15,888	100.0%	15,885	15,885	0	0	0	3	3
久御山町	15,988	15,988	100.0%	15,988	15,988	0	0	0	0	0
井手町	6,613	6,605	99.9%	6,582	6,579	0	0	0	31	26
宇治田原町	8,200	7,730	94.3%	7,780	7,230	282	0	0	420	218
笠置町	1,072	435	40.6%	0	0	0	0	0	1,072	435
和東町	2,920	2,650	90.8%	1,800	1,780	10	0	0	1,120	860
精華町	35,944	35,944	100.0%	35,944	35,944	0	0	0	0	0
南山城村	2,222	1,727	77.7%	0	0	0	0	0	2,222	1,727
京丹波町	12,601	12,147	96.4%	4,000	4,000	0	4,014	4,014	4,587	4,133
伊根町	1,758	1,353	77.0%	0	0	0	1,034	1,034	724	319
与謝野町	18,853	18,285	97.0%	17,930	17,800	0	194	194	729	291

(1) 取組内容

令和8年度末の汚水処理概成を目標に整備を促進し、府全体の汚水処理人口普及率 99.1%を見込みます。残る未普及地域については、集合処理区域内の整備困難箇所の整備や当面個別処理区域における整備手法の再検討、個別処理区域における共同浄化槽の導入等に継続的に取り組みます。

【令和8年度末の整備見込み】

令和8年度末の汚水処理概成に向けて、各市町村に整備計画の作成を依頼した結果、2市6地区で、約5千人を当面個別処理から集合処理に移行する等の整備手法の見直しがあり、令和8年度末時点での京都府全体の汚水処理人口普及率は99.1%と令和2年度末の98.4%から0.7ポイント上昇する見込みです。市町村別に見ると、国の概成基準である95%に到達しない自治体が8自治体ありますが、集合処理区域の整備はほぼ概成する見込みです。

普及率が 100%に達しない理由としては、個別処理区域では、高齢等を理由に水 洗化を希望しないため、整備が進まないことや、集合処理区域では、道路事業等 の他事業との同時施工でなければ管渠整備ができない等の個別理由により、下水 道整備が完了しない箇所があることが挙げられます。

表 19 市町村による整備手法の見直し結果

市町名		当面個別処理		集合処理
		計画人口(R2)		計画人口(R8)
京丹後	(全体)	3,700	\Rightarrow	3,700
	口大野	1,340	\Rightarrow	1,340
	新治	570	\Rightarrow	570
地区別	網野	390	\Rightarrow	390
	下岡	590	\Rightarrow	590
	小浜	810	\Rightarrow	810
綾部	市(全体)	1,490	\Rightarrow	1,490
地区別	味方	1,490	\Rightarrow	1,490
	合計	5,190	\Rightarrow	5,190



□:R8 年度に 95%到達となっていない自治体 図 32 汚水処理人口普及率の見込み(%)(R8 年度末見込み)

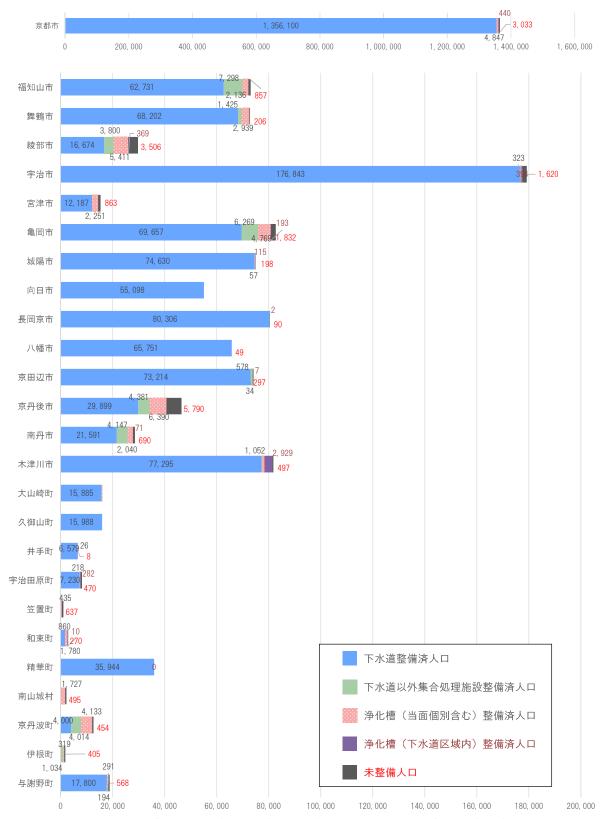


図 33 令和8年度 汚水処理事業普及見込み (人口内訳)

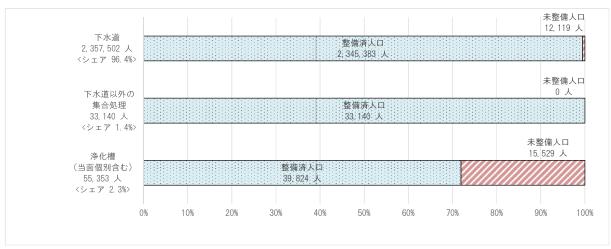


図 34 京都府全体の整備手法別整備見込み(令和8年度末見込み)

令和8年度末の整備計画図は参考資料3に示すとおりです。

【未普及地域について継続的に実施する取組】

- ①集合処理区域における取組
 - ◇整備困難箇所の整備を継続

道路事業や土地区画整理事業等他事業と同時でなければ施工できない等、予 定どおりに事業を進めることができない箇所については、他事業の進捗に合わ せて事業を進めていきます。

その他の整備が困難な箇所では、その理由を分析し、先進的な自治体の事例を研究することにより課題の解消を目指します。

◇当面個別処理区域における整備手法の再検討

早期に水洗化を図るために浄化槽整備を進める区域(当面個別処理区域^{*}) については、水洗化に対する意向等を考慮して、整備手法を再検討します。

②個別処理(浄化槽)区域における取組

◇共同浄化槽の導入

1戸につき1浄化槽設置する従来の浄化槽整備に加え、複数戸が共同で使用する共同浄化槽の整備を促進し、効率的な浄化槽整備を目指します。

※)「当面個別処理区域」:

集合処理の方が経済的に有利であるが、集合処理施設の整備が難しい場合、当面、 浄化槽を整備し、将来、浄化槽の設置状況を考慮して、再度、整備手法を検討す る区域

(2) 取組事例(共同浄化槽の導入:京丹後市)

個別処理区域における整備促進の取組として、京丹後市では、早期整備が図れ、かつ自治体による適正な維持管理が期待される「共同浄化槽」の導入の検討が進められています。

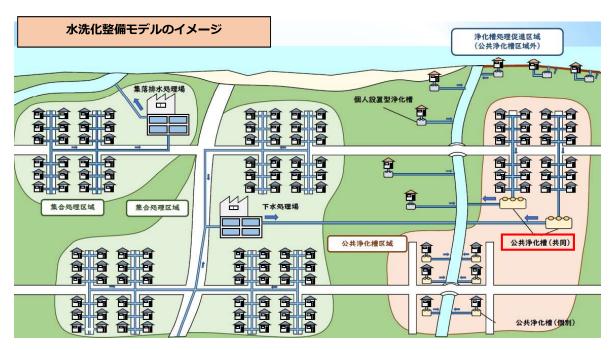


図 35 水洗化整備モデルのイメージ図

II-2. 水環境への理解の促進

<取組方針>

啓発・広報活動等を通じて、広く府民に水環境への理解を促し、整備した汚水処理施設への接続率の向上、ならびに浄化槽の適正管理を進めます。また、公共用水域への負荷削減のため、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進します。

(1) 背景

【集合処理施設の接続率向上】

下水道法では、処理区域内においては、やむを得ない理由があると市町村が認めた場合を除き3年以内に水洗便所への改造義務があり、また便所以外の生活雑排水(台所や洗濯の排水)についても速やかに下水道へ接続する義務があります。一方、集落排水では下水道法のような法律上の義務はありませんが、地域住民の総意により事業に着手されることから、接続が前提となります。

処理区域内の未接続を放置すれば、未処理の生活雑排水が公共用水域へ排出 されます。また、未接続により、使用料収入も計画どおり得ることができなく なり、今後は、人口減少等により有収水量の減少も予想されるため、今まで以 上に未接続の解消に向けた取組が必要です。

【浄化槽の維持管理】

浄化槽法では、処理機能保全のために定期的な保守点検・清掃の実施及び年 1 回の法定検査※の受検を義務付けていますが、令和2年度時点の浄化槽法定 検査受検率は52.3%(全国平均45.7%)と約半数程度にとどまっています。 公共用水域の水質保全の観点から、浄化槽の適正管理を行っていくことが必要 です。

※法定検査:浄化槽の維持管理が適正に行われ浄化槽が機能しているか否かを 確認し、改善が必要な場合には浄化槽管理者等に指導している。

【単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換】

し尿のみを処理し、生活雑排水を処理することができない単独処理浄化槽 (みなし浄化槽)については、平成 12 年の浄化槽法改正により、原則として 新規に設置することが禁止され、以後の設置基数は緩やかに減少しているもの の、なお、残存している状況です。公共用水域の水質保全のため、既設の単独 処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換が必要です。

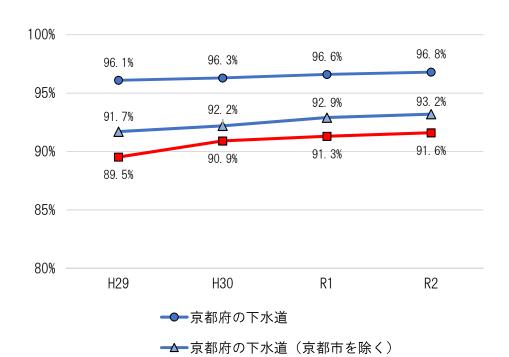
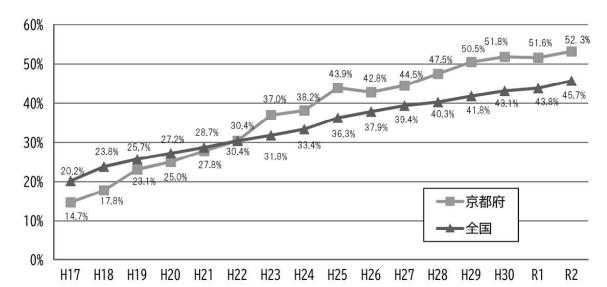


図 36 府全体の下水道等接続率の推移

━━京都府の農業集落排水事業

表 20 市町村別下水道及び農業集落排水の接続率

1 20	11-1 3 1 3	ביו בכנו		ルベントント	<u>/口 12L/1 / </u>	7 12/170	1	
	下水道接続率(%)		農業集落排水接続率(%)					
市町村名	H29	H30	R1	R2	H29	H30	R1	R2
京都府	96. 1%	96. 3%	96. 6%	96. 8%	89. 5%	90. 9%	91. 3%	91. 6%
京都府(京都市を除く)	91. 7%	92. 2%	92. 9%	93. 2%	89. 5%	90. 9%	91. 3%	91. 6%
京都市	99. 1%	99. 2%	99. 2%	99. 3%	89. 8%	89. 8%	91. 1%	91. 8%
福知山市	98. 5%	98. 5%	98. 6%	98. 7%	96. 0%	96. 2%	96. 3%	96. 0%
舞鶴市	89. 2%	89. 9%	91. 6%	92. 3%	80. 4%	80. 3%	80. 6%	81. 8%
綾部市	81. 5%	80. 0%	83. 4%	84. 8%	91. 9%	92. 5%	93. 1%	93. 2%
宇治市	84. 8%	85. 7%	87. 6%	88. 4%				
宮津市	84. 6%	84. 7%	83. 5%	84. 7%				
亀岡市	94. 0%	95. 9%	96. 3%	96. 6%	81. 3%	87. 4%	88. 1%	89. 2%
城陽市	93. 0%	93. 2%	93. 7%	94. 5%				
向日市	98. 9%	99. 0%	99. 1%	99. 1%				
長岡京市	99. 2%	99. 2%	99. 2%	99. 2%				
八幡市	98. 8%	98. 9%	99. 0%	99. 0%				
京田辺市	96. 5%	96. 8%	96. 9%	97. 0%	95. 9%	96. 1%	96. 3%	96. 2%
京丹後市	57. 0%	58. 8%	60. 8%	61. 8%	86. 9%	87. 3%	88. 1%	88. 5%
南丹市	91. 0%	91. 5%	91. 9%	91. 9%	92. 2%	92. 1%	92. 0%	92. 1%
木津川市	94. 0%	94. 1%	94. 2%	94. 4%				
大山崎町	99. 4%	99. 4%	99. 4%	99. 4%				
久御山町	97. 7%	98. 2%	98. 8%	93. 1%				
井手町	88. 0%	88. 3%	88. 4%	88. 7%				
宇治田原町	80. 2%	79. 7%	79. 3%	79. 5%				
和東町	73. 1%	73. 8%	74. 4%	75. 4%				
精華町	96. 2%	96. 4%	96. 5%	96. 8%				
京丹波町	92. 3%	92. 2%	92. 3%	92. 5%	93. 9%	94. 1%	94. 4%	94. 8%
与謝野町	78. 6%	79. 6%	80. 6%	82. 0%	71. 0%	71. 0%	71. 4%	72. 9%



出典:「京の水環境保全と安全なくらしのために」(2022 年版) 京都府 図 37 浄化槽法定検査受検率の推移

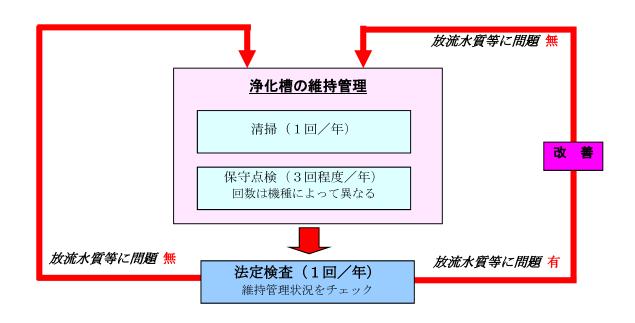


図 38 浄化槽法定検査の役割

(2) 取組内容

【集合処理区域の接続及び個別処理区域の浄化槽整備の促進】

下水道への接続促進策の一つとして、京都府内では、表 21 に示すように多くの自治体で助成制度を導入しています。

主な内容としては、水洗化に伴う排水設備工事等への資金助成や水洗化世帯への奨励金の給付等が挙げられます。しかし、多くの助成制度は、助成対象が供用開始から3年以内に限られており、残された未接続人口への対応が課題となっており、状況に応じて、既存制度の見直しを行う必要があります。

また、京都府では、近年の移住ニーズや働き方の多様化を受け、移住促進特別 区域を指定し、移住者に対する空き家改修の助成を行っており、必要な排水設備 接続工事に係る諸経費も助成対象になります。接続率の向上や使用料収入の確保 といった課題解決には、このようなまちづくり施策も有効な手段となります。そ の他の接続促進策としては、シルバー人材を活用した未接続世帯への個別訪問に よる水洗化の勧奨や、広報紙やホームページによる啓発・広報活動が実施されて います。

これらの取組を積極的に実施し、集合処理区域の接続率の向上、及び個別処理区域における浄化槽の整備を促進します。

表 21 京都府内の下水道接続に係る助成制度の導入状況

自治体名	助成制度
京都府	・移住促進特別区域へ移住者に対する支援措置
京都市	· 水洗便所築造工事資金貸付 · 水洗便所設置費特別助成
舞鶴市	・水洗便所等改造資金貸付制度
綾部市	・綾部市排水設備等資金の融資あっせん制度
宇治市	・融資斡旋制度、利子補給 ・生活保護世帯への補助金制度 ・宅内ポンプの設置補助
宮津市	· 高齢者世帯公共下水道排水設備整備費補助制度
亀岡市	・水洗トイレ融資あっせん制度
城陽市	・排水設備工事資金融資あっせん制度
向日市	・水洗便所改造資金の融資斡旋
長岡京市	·水洗便所改造資金融資制度
八幡市	・融資あっせん制度 ・水洗化奨励金制度
京田辺市	·水洗便所改造資金助成規定
京丹後市	・水洗化推進支援事業補助制度
木津川市	・水洗便所改造費助成金交付制度・水洗便所改造資金融資あっせん制度
大山崎町	·大山崎町水洗便所改造資金融資斡旋要綱 ·大山崎町水洗便所改造資金助成規則
久御山町	・水洗化工事の融資あっせん制度
井手町	・水洗便所改造等資金融資あっ旋制度
	・下水道水洗化工事助成金の交付制度
宇治田原町	・下水道水洗化工事の融資あっせん制度
伊根町	·利子補給制度
与謝野町	・水洗便所設置奨励金 ・下水道水洗化工事の融資あっせん制度 ・利子補給制度

表 22 京都府内で実施しているその他の接続促進策

自治体名	接続方策	概 要		
宇治市	個別訪問	未接続世帯への戸別訪問(シルバー人材を活用)による水洗化の 勧奨を実施		
京都市	個別訪問	み取り世帯や接続困難宅地への戸別訪問による水洗化の勧奨を 施 (接続困難宅地へは接続に関する技術的助言も実施)		
大田川 	水洗化管理システムの活用	 排水設備管理システムによる未水洗家屋の管理		
精華町	個別訪問	未接続世帯への戸別訪問(シルバー人材を活用)による水洗化の 勧奨を実施		
京都府	環境教育	小学生の施設見学や水環境に係る作文コンクールなどの環境教育		
複数 自治体	広報活動	広報誌やホームページによる啓発・広報活動の実施		

出典)「接続方策マニュアル」(平成29年9月公益社団法人日本下水道協会)より一部抜粋

【浄化槽の法定検査受検率向上の取組の継続実施】

市町村や指定検査機関、保守点検業者と連携し、法定検査の受検のための広報、 啓発活動を継続的に実施します。

【単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の促進】

浄化槽による生活雑排水の処理の必要性について啓発すること等により水環境 保全に対する意識の向上を図るとともに、個別処理区域において、浄化槽の設置 を必要とする住民への補助制度を継続することにより、汲み取りや単独処理浄化 槽から合併処理浄化槽への転換を促進します。

■浄化槽市町村整備推進事業 (市町村設置事業) 根拠 国費:循環型社会形成推進交付金、汚水処理施設整備交付金 府補助:生活排水処理対策費補助金 3% 3% 3% (府補助) 事業実施年度から3年間、毎年3%を起債の償還財源 として交付 市町村負担分 交付税措置 分担金 国費 * (50%)(50%) 1/3 市町村費:国費と分担金の残額(起債※) ※分担金・起債額は、市町村により異なる。 (モデル事業の場合、国費は1/2であり、府補助は2.5%×3年=7.5%である。) ■浄化槽設置整備事業費補助金 (個人設置事業) 国費:循環型社会形成推進交付金、汚水処理施設整備交付金 府補助: 浄化槽設置整備事業費補助金 市町村 府補助 国費 自己負担 (60%) $40\% \times 1/3$ $40\% \times 1/3$ $40\% \times 1/3$ **=**0.133 ≒0.133 ≒0.133

40%を 1/3 ずつ負担 (市町村・府補助:80%を上限として交付税措置) (モデル事業の場合、国費は 40%×1/2=20%である。)

図 39 浄化槽事業の補助制度

基本方針皿:安心・安全の確保(災害対策)

<ビジョン>

気候変動を踏まえた浸水対策や地震対策等をハード・ソフト両面から 推進し、安心・安全なまちづくりを目指します

<施策>

III-1. 内水被害の軽減のための浸水対策の推進

III-2. 大規模地震等への対応の推進

III-1. 内水被害の軽減のための浸水対策の推進

<取組方針>

気候変動を踏まえた雨水管、雨水貯留施設等のハード整備および内水ハザード マップの公表等のソフト対策を推進し、雨に強いまちづくりを目指します

目煙		現状 R2 年度	短期 R9 年度
標指標	下水道による都市浸水対策達成率(%)	77. 4	80.2
1ग्रह	内水ハザードマップの策定率(%)	40	100

表 23 各自治体の都市浸水対策達成率

	現況(R2末)	短期(R9末)
京都市	91%	91%
福知山市	52%	59%
舞鶴市	0%	38%
綾部市	62%	62%
宇治市	34%	41%
亀岡市	6%	13%
城陽市	100%	100%
向日市	35%	37%
長岡京市	69%	84%
八幡市	90%	90%
京丹後市	54%	100%
南丹市	92%	100%
大山崎町	83%	83%
井手町	100%	100%
精華町	92%	100%
久御山町	100%	100%
合計	77.4%	80.2%

表 24 内水ハザードマップ作成、公表状況(令和2年度末)

	現況(R2)	備考
京都市	公表	
福知山市	公表	
舞鶴市	公表	
綾部市		
宇治市		
宮津市		都市下水路事業
亀岡市		
城陽市		都市下水路事業
向日市	公表	
長岡京市	公表	
八幡市	公表	
京田辺市		
京丹後市	公表	
南丹市		
木津川市	公表	
大山崎町		
久御山町		
井手町		
精華町		
与謝野町		
合計(公表数)	8	
内水ハザードマップ策定率	40.0%	

※向日市は想定最大規模降雨に対応済

(1) 背景

近年、気候変動の影響等により全国で浸水被害が頻発しており、今後も降雨量 の増加等による水災害の頻発化・激甚化が懸念されています。

浸水被害が生じるおそれがあり浸水対策を実施すべき区域の面積のうち、概ね 5年に1回程度発生する規模の降雨に対して既に整備が完了している区域の割合 (都市浸水対策達成率)を向上させ、内水浸水被害の軽減に寄与する整備の促進 が進められています。

また、下水道の整備過程や下水道の施設計画を超過する降雨時において被害を 軽減させるため、ハード整備とともにソフト対策を推進・強化することが重要で す。これまで内水氾濫による浸水被害が発生していない地区においても今後気候 変動に伴う降雨量の増加により浸水被害が発生する可能性があること等から、内 水ハザードマップの作成・公表を行うとともに、住民等が適切に内水浸水リスク を理解し、避難行動に移せるよう内水ハザードマップを周知することが重要です。

(2) 取組内容

【雨水管、雨水貯留施設等のハード整備の推進】

京都府内では、令和2年度末時点で、都市浸水対策達成率は、7割を超えています。これまでの豪雨に対して、下水道施設が内水浸水被害の軽減に大きく貢献しており、引き続き、早期の安全度向上を目指し、雨水管、雨水貯留施設等のハード整備を進めます。

【内水ハザードマップの作成・公表の促進】

京都府内では、令和2年度末時点で、内水ハザードマップの作成、公表済の自治体は、4割に留まっていますが、浸水発生時の被害を最小限に抑えるため、雨水事業を実施している自治体すべてにおいて、水防法において義務付けされている想定最大規模降雨に対する内水ハザードマップの作成や見直し、公表を目指します。

III-2. 大規模地震等への対応の推進

<取組方針>

重要な施設の耐震化・耐水化を図る『防災』、被災を想定して被害の最小化 を図る『減災』を組み合わせた総合的な地震・耐水化対策を推進します。

目		現状 R2 年度	短期 R9 年度
指標	下水道施設の耐震化率 (重要な管きょ※)(%)	35. 0	40.4

※ 重要な管きょ:緊急輸送路、軌道下に埋設された幹線、防災拠点と終末処理場を接続する幹線等

表 25 下水道施設の耐震化率(重要な管きょ)

	現況(R2末)	短期(R9末)
	耐震化率(%)	耐震化率(%)
桂川右岸流域	25.0%	25.0%
木津川流域	83.8%	83.8%
宮津湾流域	36.0%	52.1%
木津川上流流域	98.3%	98.3%
京都市	26.4%	30.0%
福知山市	5.5%	39.2%
舞鶴市	47.8%	52.1%
綾部市	68.9%	68.9%
宇治市	38.3%	50.0%
宮津市	19.9%	19.9%
亀岡市	44.1%	44.1%
城陽市	28.6%	85.9%
向日市	100.0%	100.0%
長岡京市	56.6%	56.6%
八幡市	43.0%	56.9%
京田辺市	11.7%	11.7%
京丹後市	91.3%	91.3%
南丹市	49.2%	49.2%
木津川市	26.4%	26.4%
大山崎町	14.3%	14.3%
久御山町	100.0%	100.0%
井手町	62.4%	62.6%
宇治田原町	63.9%	63.9%
和束町	100.0%	100.0%
精華町	44.9%	46.5%
京丹波町	100.0%	100.0%
与謝野町	100.0%	100.0%
合計	35.0%	40.4%

(1) 背景

【耐震化対策】

大規模な地震時でも、生活空間での汚水の滞留や未処理下水の流出に伴う感染症の発生、道路陥没に伴う緊急車両の交通阻害を防止するとともに、トイレ機能の確保を図る等、下水道の有すべき機能を維持するため、下水道施設の地震対策は重要となります。

下水処理場においては、処理場の揚水機能や沈殿処理機能、消毒処理機能等、 短期的に耐震性の向上を図るべき機能について、耐震補強等の耐震化を行い、下 水を流す、溜める、処理するという基本的な機能を確保することが重要です。

管きょにおいては、処理場と災害対策本部施設(役場等)や特に大規模な広域 避難所等の防災拠点をつなぐ管きょの流下機能を確保するとともに、軌道や緊急 輸送路等下の埋設管きょの被災により通行止め等の重大な交通障害を及ぼさない よう、これらの管きょについて優先的に耐震補強を行う必要があります。

まずは、耐震診断を行い、地震時において下水道が有すべき機能の必要度や緊急度に応じて、耐震補強等により早急に耐震化を図るもの、改築・更新に合わせて耐震化を実施するもの等、優先順位を明確にして、耐震対策を実施する必要があります。

【事業継続計画(BCP)】

下水道 BCP (事業継続計画) は、集中豪雨、大規模地震等発生時において、リソース (人・資材・施設等) に制限がある状況下においても、重要業務を継続させながら、下水道機能を許容時間内に一定レベルまで回復させることを目的とした計画です。計画を策定することにより、災害発生時のリソースの制限の把握や、発災後の下水道機能を回復させていく手順を明らかにでき、災害への速やかな対応が可能となります。

【耐水化対策】

令和元年東日本台風では、河川からの氾濫や内水氾濫の発生により下水道施設が浸水し、市民生活に多大な影響を与えることになりました。国土交通省では、「気候変動を踏まえた都市浸水対策に関する検討会」の提言を踏まえ、下水道施設被害による社会的影響を最小限にするため、ハード対策(耐水化)とBCPによるソフト対策を組み合わせた施設浸水対策に関する考え方をとりまとめ、令和2年度中にBCPの見直しを行うとともに、令和3年度までに耐水化計画を策定するよう、地方公共団体に対して通知されました。



図 40 下水道が被災した場合の影響

出典:https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/crd_sewerage_tk_000133.html

(2) 取組内容

【下水道施設の耐震化・耐水化の推進】

重要な管きょについては、府内の耐震化率を 35.0% (令和2年度末)から 40.4%まで(令和9年度末)向上させます。

下水処理場については、短期的に、府内すべての下水処理場において、処理機能の確保に重要な水処理施設(消毒施設等)の必要な耐震診断の完了を目指します。中長期的には、確保すべき耐震性能に向けて、段階的に性能の向上を図る等、実施可能な対策から順次耐震化を図ります。

耐水化については、浸水想定区域図等の浸水シミュレーション資料に基づき、 想定される浸水から下水処理場やポンプ場を守る対策について検討を行い、浸水 のおそれのある施設について、耐水化計画の策定及び対策の実施を進めます。

【下水道BCPの定期的、継続的な見直しの促進】

京都府内では、すべての自治体で下水道BCPが策定されていますが、災害時に持続的に下水道事業を運営できるよう地震時の体制強化を図り、発災後の対応 手順の確実な実行と下水道BCPの定着のため、定期的、継続的な訓練や計画の 見直しを促進します。

今後の見直しについて

本計画は、PDCA サイクルにより、現状を踏まえて5~7年ごとに取組の実施状況を点検し、計画の見直しを行います。

この他、市町村の整備計画に大幅な見直しが行われた場合や、社会情勢の変化等に応じて、計画の見直しを行います。

また、府内市町村と各取組の実施状況の確認を行うとともに、市町村間で情報共有を行い、連携強化を図ります。

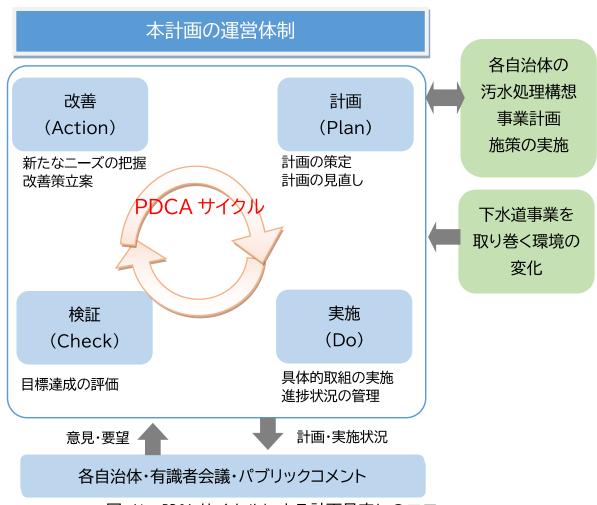


図 41 PDCA サイクルによる計画見直しのフロー